

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 社会福祉課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長社福第13号
委 託 業 務 名 称	長浜市重層的支援体制整備事業にかかる参加支援事業業務
委 託 業 務 場 所	長浜市
業 務 の 概 要	<p>①参加支援コーディネーターの配置。                  ②事業の利用が必要と思われる利用者の把握と、社会とのつながり作りに向けた支援。                  ③利用者のニーズを踏まえたマッチングと支援メニューの策定。                  ④利用者の定着支援と受け入れ先に対する支援。                  ⑤重層的支援会議および支援会議への参画と支援プランの作成。                  ⑥利用者の社会参加のために必要な支援の実施。</p>
履 行 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 ( 税 込 )	4, 068, 000円
契 約 の 相 手 方	<p>[ 所在地 又は 住所 ] 長浜市湖北町速水2745番地                  [ 商号 又は 名称 ] 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会</p>
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>本事業は、本市が「地域共生社会」の実現を目指して行っている「重層的支援体制整備事業」にかかる事業の一つである。「重層的支援体制整備事業」では包括的相談支援・参加支援・地域づくり支援・多機関協働・アウトリーチ等を通じた継続支援の5つの事業を一体的に実施することとされている。                  長浜市社会福祉協議会は地域福祉活動計画を策定し、地域福祉コーディネーターを配置するなどし、地区福祉の会や地域づくり協議会の活動の活性化など、長年にわたって地域づくり支援を実施しており、こういった長浜市社会福祉協議会の取組と本事業が連動して実施されることの事業効果が期待されるため。</p>
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>